

設計・測量・地質調査コンサル等業務における労働環境改善 (ウィークリースタンス) の実施について (お知らせ)

令和4年2月1日
高知市技術監理課

働き方改革関連法が平成31年4月1日より順次施行され、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務となっています。

本市でも、発注する設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、1週間における受発注者間相互のルールや約束事・スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、より一層の業務環境改善に努めることを目的として、「ウィークリースタンス」を開始しますのでお知らせします。

記

1 対象業務

天候等により進捗が大きく左右されない以下の業務とするが、その外で実施することも妨げない。ただし、災害に関する業務等、緊急を要する業務を除く。

- (1) 設計業務, その外内業を主とする委託業務
- (2) 測量業務, 地質調査業務

2 取組内容

原則として、以下の項目について、受発注者相互で確認・調整のうえ、取り組み内容を設定する。

- (1) 月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない
- (2) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- (3) 金曜日(休日前)に依頼しない
- (4) 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する
- (5) (業務時間外にかかるおそれのある)16時以降は、打合せ開始時間に設定しない
- (6) 作業内容に見合った作業期間を確保する
- (7) その他、任意に設定する
(例)ノー残業デー(や金曜日)は定時の帰宅を心がける

3 受注者への意思確認

- (1) 対象業務契約後、発注者から受注者に、本取り組みの目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思を確認する。
- (2) 同意を得た場合は、取り組み内容を確認する。

4 具体的な進め方

- (1) 初回打合せにおいて、上記意思確認を行い、取り組み内容を定めることを基本とするが、これにより難しい場合は後日でも可とする。
- (2) 定めた内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 業務の履行報告時に、取り組みの状況報告もあわせて行う。
- (4) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。
- (5) 成果物納入時の打合せにおいて、取り組み結果(効果・改善点等)を受発注者双方で確認し、チェックシートを打合せ記録簿に添付し整理する。

5 適用日

令和4年2月1日以降に契約する案件から適用する。

なお、既に契約した案件においても、受発注者で協議のうえ、適用できるものとする。